

第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R3.4.28 開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料2	【1頁】 前文	第2段落一行目、「…障害のある方…」について、会議では若年障害者への配慮が求められましたが、一方で障害という言葉でひとくりにしていいのかが気になりました。後述されている「…判断能力が十分でない…」は、すべての障害者には当てはまらないと思います。ここは基本計画にも書かれているように、「知的障害その他の精神障害」のような限定的な表現にされてはいかがでしょうか。	専門委員会でのご意見も踏まえ、文言を下記のとおり修正しました  (修正前) 一方で、今後、認知症の方の増加や障害のある方の高齢化が見込まれており、判断能力が十分でない方の日常生活や財産管理を社会全体…  (修正後) こうした取り組みを進めるにあたって、認知症、知的障害その他の精神障害等があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある方を地域社会全体…
	【1頁】 基本理念	第2条2項3行目、「…成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により…」は、「等」という言葉は使われているが、人材確保によって応えると読んでしまいました。これはこれでいいのですが、利用促進にあたっては、やはり基本計画の施策に書かれているように、人材確保以外にも様々なアプローチがあるようです。この辺を網羅的な表現でもいいので一言、条例案に取り込んでもらえないかと思いました。	いただいたご意見のとおりだと考えております。 条例（素案）では、本文中に、「成年後見制度の利用の促進は、親族後見人候補者への支援、専門職後見人との連携及び区民の中から…」とし、「親族後見人候補者への支援」、「専門職後見人との連携」を盛り込んでおります。
資料3	【1頁】 第1章 第1節 1 計画策定の背景	4行目に「（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）」と記載されていて、9行目に「…後見人等への支援体制が…」という記載がありますが、この後見人等は何を表していますか。	表記が乱れておりましたので、計画素案中の後見人等を成年後見人等へ修正しました。
	【2頁】 第1章 第1節 2 成年後見制度の概要	8行目に「…あらかじめ後見人を…」という記載がありますが「… あらかじめ任意後見人を…」としなくていいですか。	ご指摘のとおり、修正いたしました。
	【12頁】 第2章 第3節 1 成年後見制度利用者数	1頁の第1章 第1節 1 計画策定の背景 の10～12行目に、「…意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な人に制度が十分利用されていないという実態…」とあります。 当該基本計画（素案）第2章において、成年後見制度を取り巻く現状が記載されていますが、「制度が十分利用されていない」とする根拠データが乏しいような印象があります。 第2章では成年後見制度利用者数等の記載はされていますが、例えば豊島区としては何と比較して十分利用されていないと判断しているのかお示されることが必要だと考えます。	後見推定ニーズを追加しました。
	【15頁】 第2章 第3節 11 今後の課題	「③受任者調整（マッチング）」とありますが、「適切な後見人等の選任・交代の推進」と交代も触れる必要があると思います。  19頁との関係で、以下⑧⑨についても、追加した方がいいと思います。 ⑧ 「関係者における意思決定支援の理解の推進」 ⑨ 申立費用や報酬助成制度の推進	・今後の課題について、「適切な成年後見人候補者の選定（受任者調整（マッチング））」（16頁）と修正しました。 ・また、後見人の交代に関しては、主な取り組み、「③適切な成年後見人候補者の選定」（29頁）に追記しました。  ご意見を踏まえ、下記のとおり、追加しました。  ⑧意思決定支援の推進 ⑨申立費用助成や成年後見人等への報酬助成のあり方

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料3	【18頁】 第3章 第1節	基本方針を地域福祉保健計画と同一に言うことですが、「子ども」という言葉が入っています。 成年後見制度の利用促進からは外れるのですが、未成年後見について、何か取り組んでいることがあれば教えて下さい。	区として取り組んでいることはありませんが、未成年後見に係る事案が発生した場合には、児童相談所をお願いしています。
	【19頁】 第3章 第2節	施策の体系中、「I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の施策が「1 中核機関の整備」「2 地域連携ネットワークの構築」「3 後見人等の養成・支援」となっています。 ここで、中核機関は地域連携ネットワーク（成年後見制度利用促進協議会）を構成する一要素であると理解していますが、それであれば「1 地域連携ネットワークの構築」「2 中核機関の整備」「3 後見人等の養成・支援」という順番の方が良いような気がします。	「1 地域連携ネットワークの構築」「2 中核機関の整備」「3 後見人等の養成・支援」という順番に修正しました。
	【20頁】 主な取り組み ①中核機関の運営	全体的な感想として、市区町村の基本計画は、より具体的に目指す方向への施策が書き込まれる必要があると思うのですが、仕組みを構築します、体制を構築しますというところで止まっていて、どのような仕組みなのか体制なのか示されていないように思います。 特に中核機関の運営の部分、豊島区と豊島区民社協との役割分担について基本的な部分の記載は必要だと思います。	・国の計画を勘案し、区における基本的な方針について記載しています。また計画策定後は、さらに具体化に向けた検討を進めていきます。 ・中核機関の役割について、基本的な部分を追記しました。
	【26頁】 第4章 基本施策Ⅱ 施策1	地域連携ネットワークには、チームと協議会の他に、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、窓口につなぐという役割も期待されていると思います。 その記載が26頁にされていますが、地域のいろいろな方からの相談を、サポートとしま、地域包括、障害相談支援事業所が一次相談所として受け付け、そこからどのような流れになるのか、「（仮称）豊島区成年後見制度利用促進協議会」が一次相談所からあがってきたものを整理することが必要なのか、あるいは他の対応が適している等の判断を行うのか、そのあたりの記載が必要だと思います。	協議会の設置に当たり、いただいたご意見を参考に流れを整理します。
	【26頁】 第4章 基本施策Ⅱ	「後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、……意思決定支援・身上保護の側面も重視し……」という記述がありますが、文面の「も」という言葉があることで、意思決定支援と身上保護が付け加えた方が良い程度に感じられないでしょうか。 あくまで財産管理と意思決定支援、身上保護の重さは並列に読み取れると良いと思います。制度を利用する本人にとっては意思決定と身上保護を制度が担ってこそ、制度利用のメリットを実感できるのだと思います。	国の計画の記載を踏まえ、区の計画に反映しています。
	【28頁】 第4章 基本施策Ⅱ 施策2 ②意思決定支援の推進	2～4行目に、「…本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し……」という文面がありますが、あえて「出来る限り」という言葉を除いても良いのではないのでしょうか。「出来る限り」があることでかえって無理なこともあるような印象を受けます。	「できる限り」を削除しました。